

## (2) 完成予想図

### ア 行為前の状況

- ・行為前の状況と完成予想図をそれぞれA4全体に鮮明に印刷し、行為前後の状況が比較できるようすること。
- ・必要に応じて、コメント等を入れること。また、その際には欄外等できるだけ影響のない部分に入れ、状況確認の邪魔にならないようすること。
- ・県のホームページの写真を使用した場合でも、行為前後の状況を直接比較するため、完成予想図の印刷に使用した機器と同一の機器で印刷したものと提出すること。

A4サイズに鮮明に印刷する

行為前の状況 ○○○公園芝生広場東屋

眺望区域及び眺望点の名前を記載すること

## イ 完成予想図



### (3) 眺望点関係者及び行為地周辺住民等に対する説明内容の報告

#### ア 眺望点関係者

完成予想図の作成対象となる眺望点において対象となる者に対して、完成予想図を含む行為計画を説明し、その際に出された景観に関する意見とそれに対する対応、見解をまとめ、提出してください。

なお、地形により遮蔽され眺望点から行為地が見通せない場合は、その眺望点における関係者への説明は不要ですが、地形以外の工作物、樹木等により見通せない場合は、関係者への説明が必要となります。

複数の眺望点がある場合は、眺望点別に作成する。ただし、説明対象者が重複する場合は、まとめることができる。

(参考様式第1号)

説明会等に参加した者を記載する。(複数者の場合は主な者を記載し、「他〇名」とする。)

会社所在地を記載する。

説明対象とした眺望点を記載する。

眺望点関係者説明状況報告書

説明者	氏 名	株式会社 ○○ (担当者 ○○)	
	住 所	○○市○○ ○番地	
眺望点	眺望区域	○○公園	
	眺望点位置	芝生広場東屋	
説明を行った 関係者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○○市役所○○課 (管理者)</li> <li>○○観光協会</li> </ul>		
実施日時	○年○月○日 (○) 15 時	説明方法	個別訪問により説明
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)			
番号	意見	配慮・見解	
1	眺望点から見た時に目立つので、もう少し目立たない大きさ、色にできないか	大きさは、角度も検討し、できるだけ高さを抑えている 黒色のパネルを選択し、反射も抑えた素材である	
2	手前側を植栽などで隠せないか	日照確保のため、すべて見えなくすることはできないが、手前に植栽を計画することとした	
	<b>説明の際に出された、景観及び眺望等に関する意見及びそれに対する対応等について記載する。</b>		

※注1 説明に使用した書類を添付してください。

※注2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。

## イ 行為地周辺住民等

行為地が所在する地区や隣接する地区の住民等に対して、行為計画を説明した際に出された景観に関する意見とそれに対する対応、見解をまとめて提出してください。  
なお、説明を行った区域を選定した理由も併せて記載してください。

説明会等ごとに作成する。 (参考様式第2号)		行為地周辺地区等説明状況報告書	
説明対象区域を選定した理由を具体的に記入する。		説明の実施方法を具体的に記入する。	説明会等に参加した者を記載する。(複数者の場合は主な者を記載し、「他〇名」とする。) 会社所在地を記載する。
説明者	氏 名	株式会社 ○○	(担当者 ○○)
	住 所	○○市○○ ○番地	
説明対象とした範囲 (自治会、地区名等) 及び戸数		○○地区 全○○戸	
上記を説明対象とした理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地が○○地区であるため</li> <li>・行為地が○○地区に近接しており、事前説明が必要と判断した</li> </ul>		
住民説明等の方法	住民説明会の開催		
実施日時	○年○月○日 (○) 18時～19時		
参加又は実施者数 (人もしくは戸数)	○○名 (○○戸)		
出された意見及び対応 (欄が不足する場合は別紙により対応してください)			
番号	意見	配慮・見解	
1	住民や観光客が利用する道路なので、パネルが直接見えないようにしてほしい	道路からはできるだけ後退させ、道路側にはパネルが見えにくくなるよう植栽を計画している	
2	この辺りは昔から農業が営まれてきた。この場所での太陽光発電事業は反対である。	耕作放棄地となっていた土地を活用するもの。植栽計画等により、できる限り周辺と調和するよう配慮を行っている	
3	設置後の管理(草刈り、防犯など)しっかりしてほしい	メンテナンス計画も作成し、適切に管理していく	
	説明の際に出された、景観及び眺望等に関する意見及びそれに対する対応等について記載する。		

※注1 説明に使用した書類を添付してください。

※注2 説明を複数行った場合は、それぞれ本報告書を作成してください。

## 7 眺望点からの完成予想図の仕様

### (1) 眺望点

長野県では、行おうとする行為が地域の守るべき景観を持つ眺望点からの眺望にどのような影響を与えるかを客観的に確認するため、表-4に該当する行為を行う行為者に対して、眺望点から見た完成予想図を作成し、届出書に添付することとしています。

眺望点には、長野県で指定した「指定された眺望点」と行為者が任意で選定する「任意の眺望点」があります。

#### ア 指定された眺望点

指定された眺望点は、県のホームページで以下の内容を公開しています。

(<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/chobo/shitei.html>)

a ) 眺望区域	眺望点がある公園等の区域
b ) 所在地	眺望区域の所在地
c ) 管理者	眺望区域の管理者
d ) 眺望点	
① 位置	指定された眺望点の場所
② 眺望方向	眺望点から景観資源を望む方向
③ 説明を要する関係者	行為に関する説明が必要な眺望点関係者
④ 眺望点からの写真	眺望点から撮影した写真(眺望点を代表する季節の写真、複数枚掲載されている場合があります。)

#### イ 任意の眺望点

指定された眺望点以外で不特定多数が利用する眺望点を選定します。

(例)

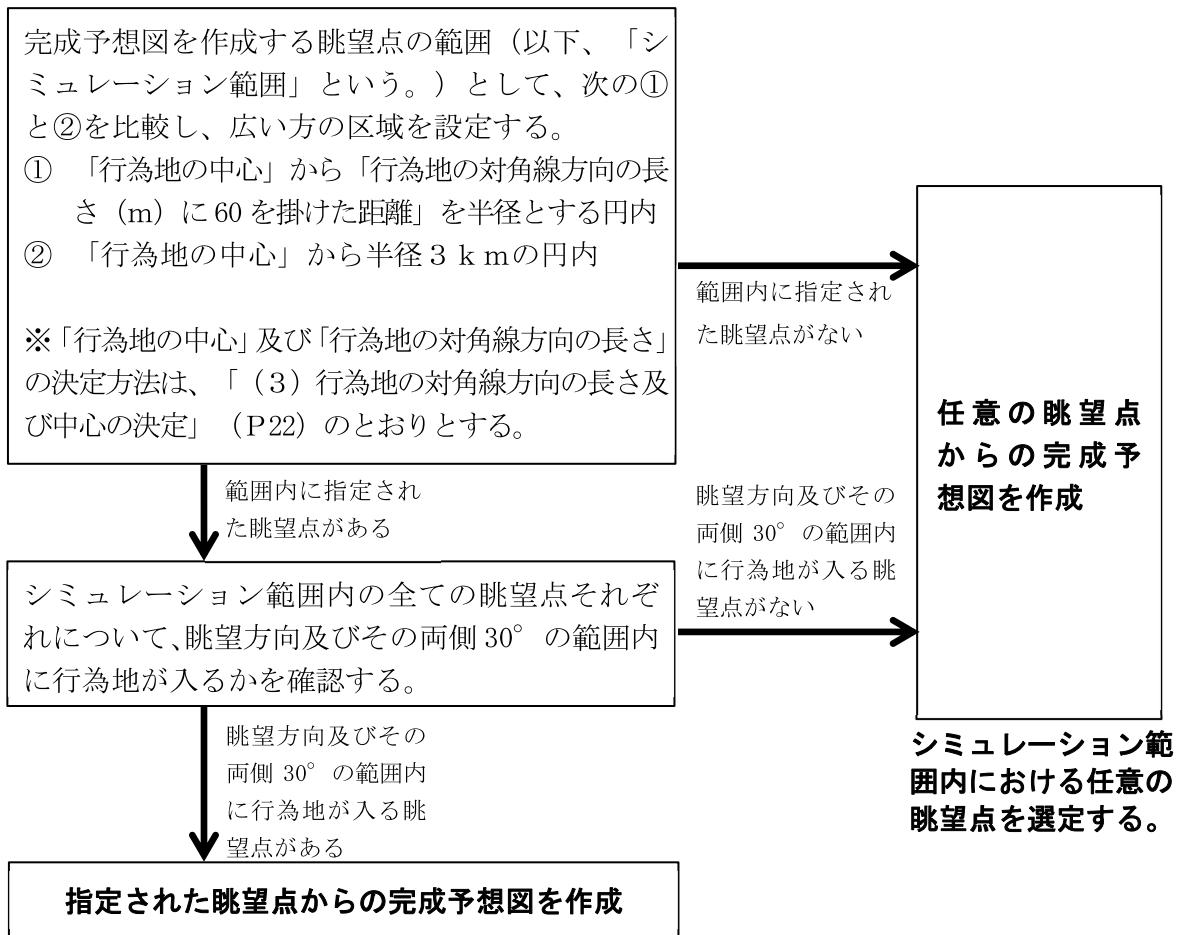
- 地形図及び市町村の観光便覧の資料等に展望地、展望台として挙げられているもの
- 地形図等に記載されている峠で、眺望の良い場所
- 野外レクリエーション地で眺望の良い場所
- 道路上で眺望の良い場所
- 集落周辺の眺望の良い場所、寺社等地域に密接した眺望の良い場所

など

任意の眺望点に関する具体的な相談については、市町村及び建設事務所建築課又は整備・建築課（表-6）でお受けしますので、事前にご確認ください。

## (2) 完成予想図作成手順

図 - 2 完成予想図作成フロー図



### ア 完成予想図の作成にあたっての共通事項

- 行為前の状況と完成予想図をそれぞれA4サイズに印刷し、比較できるようにしてください。
- 写真にコメントを入れる場合は欄外等できるだけ影響のない部分に入れ、状況確認の邪魔にならないように記載してください。
- 眺望点から行為地が地形、工作物、樹木等により遮蔽され見通せない場合は、眺望点からの写真上に行為地の方向を示したものを作成してください。
- 土地の形質変更に係る届出で、形質変更後に建築物や工作物を設置する場合は、設置後の状況を示した完成予想図を作成してください。

### イ 指定された眺望点からの完成予想図を作成する場合

- 県のホームページに掲載された写真を使用し、眺望点を代表する季節の写真に施設の完成予想を入れたもの（フォトモンタージュ法）を原則とします。
- 眺望点を代表する季節の写真が複数ある場合は、それぞれの季節ごとに作成してください。

図 - 3 完成予想図を作成する眺望点が指定された眺望点の場合のイメージ

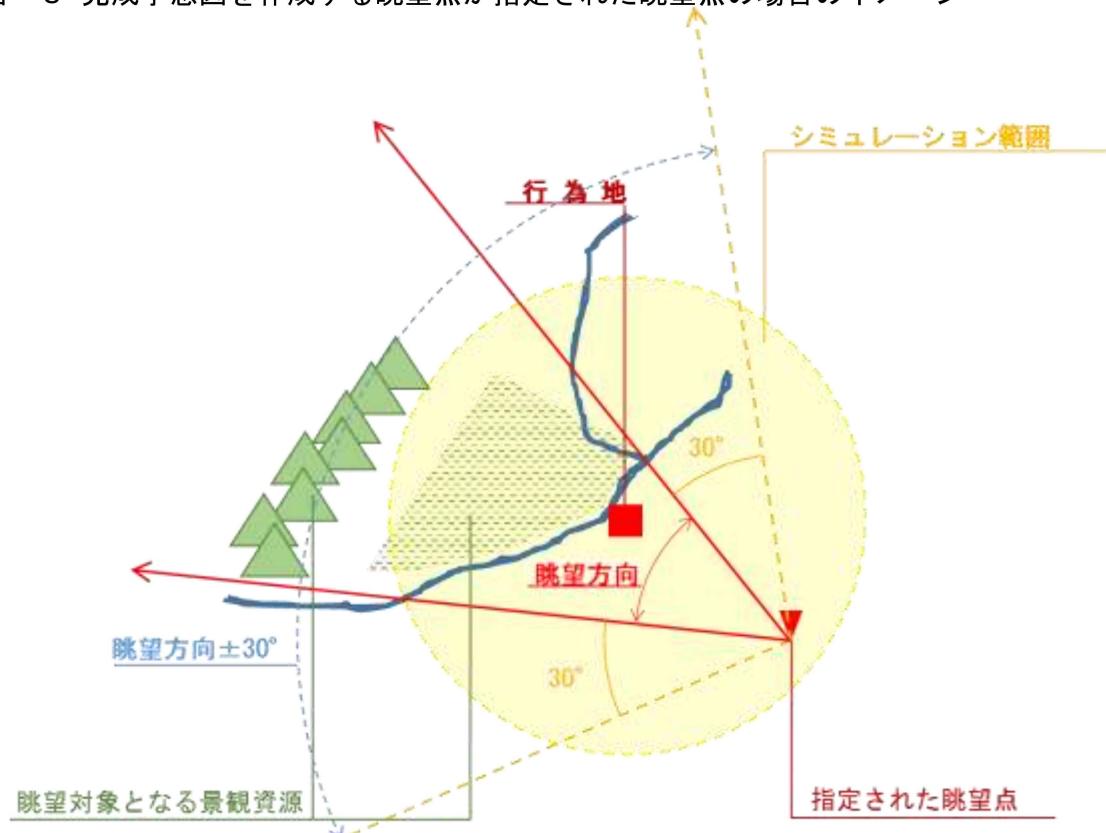
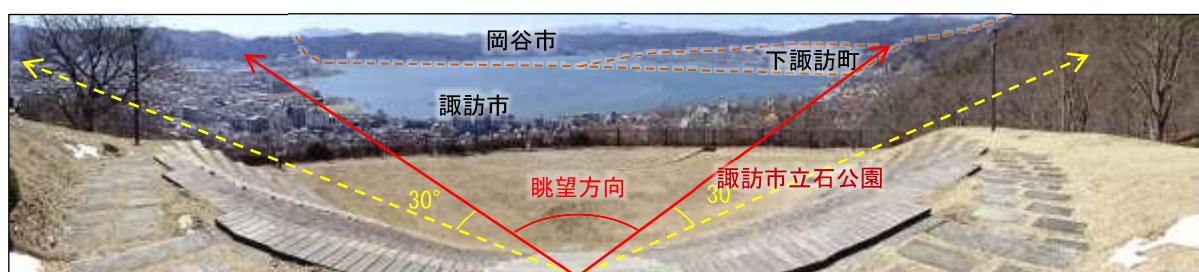


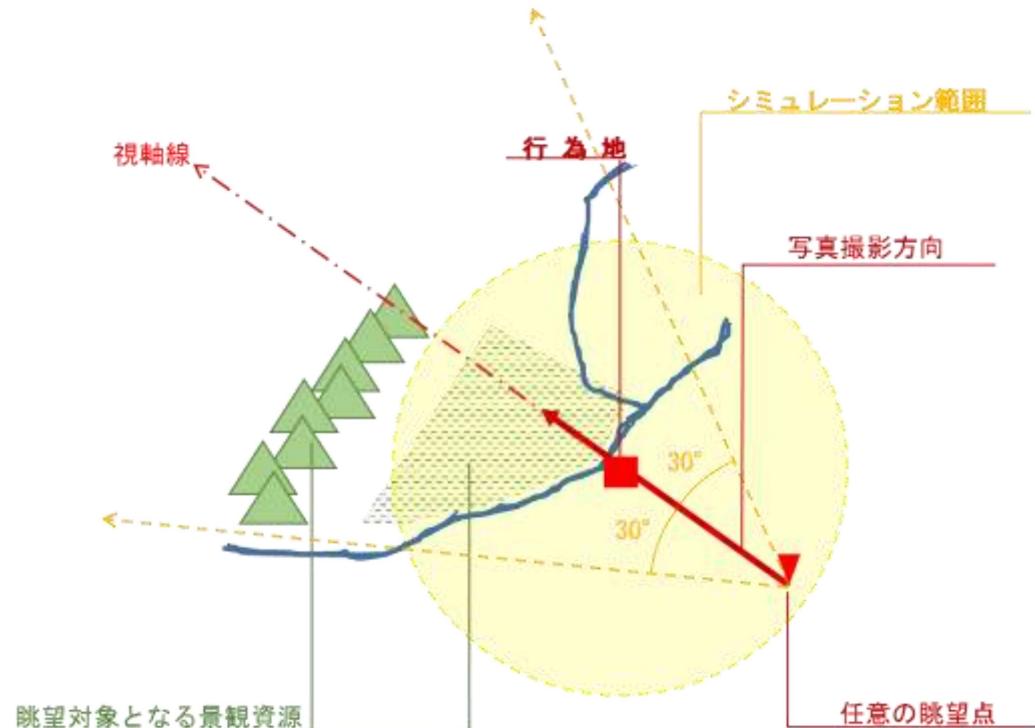
図 - 4 指定された眺望点の例 [諏訪市立石公園]



#### ウ 任意の眺望点からの完成予想図を作成する場合

- 行為地に向けて撮影した写真を使用し、指定された眺望点からの完成予想図と同様に作成してください。
- 写真の撮影にあたっては、1200万画素程度、35mmフィルム換算焦点距離35～50mm程度で撮影してください（A4サイズに印刷し鮮明に見えること）。

図 - 5 完成予想図を作成する眺望点が任意の眺望点の場合のイメージ



### (3) 行為地の対角線方向の長さ及び中心の決定

#### ア 「建築物の新築、増築、改築又は移転」及び「電気供給施設等の建設等」の場合

「建築物等の対角線方向の長さ」と「地盤面からの高さ」を比較し、大きい方を「行為地の対角線方向の長さ」とします。

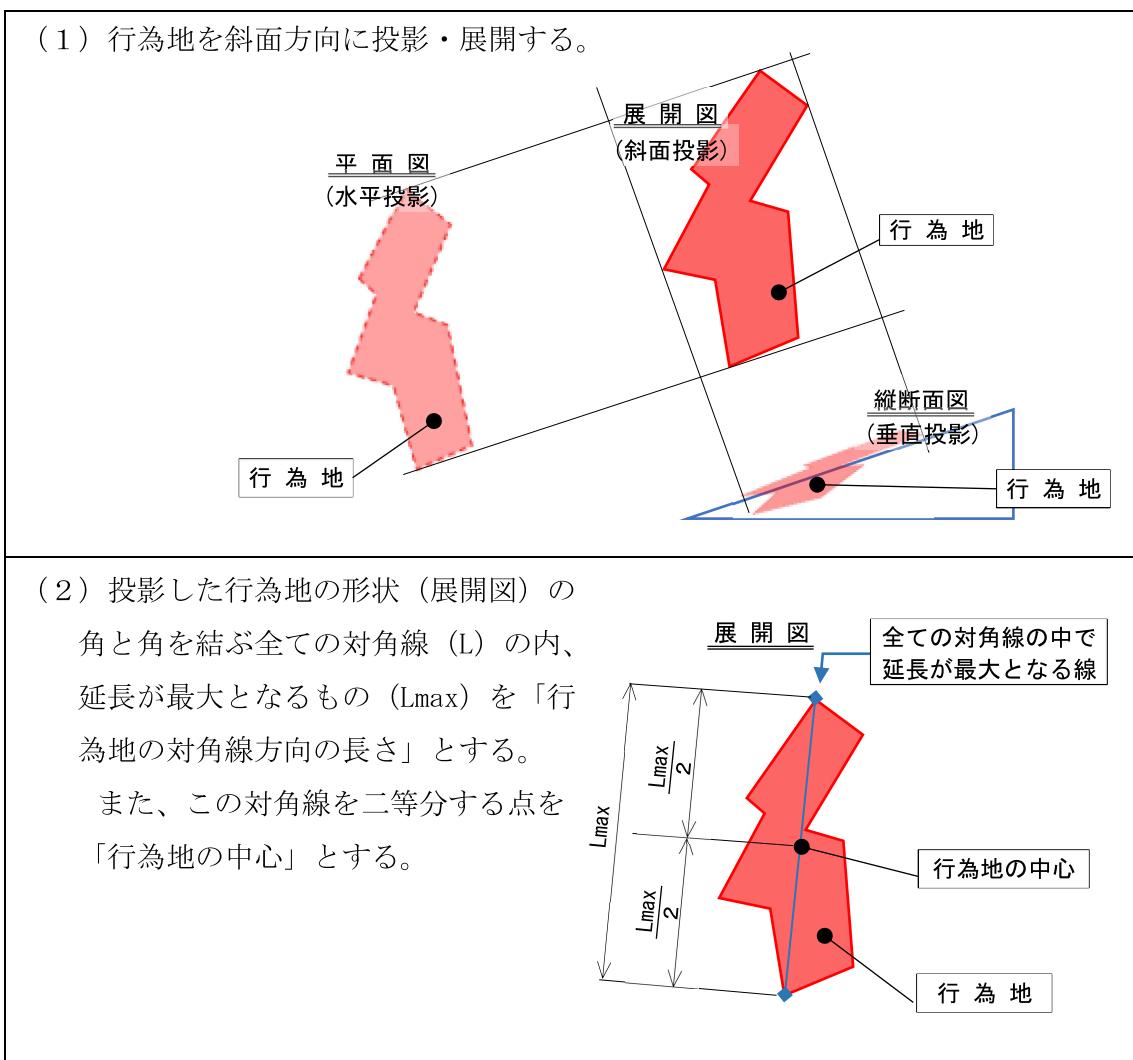
また、建築物等の中心を行為地の中心とします。

ただし、建築物等の形状が複雑な場合には、次項イの決定方法を準用します。

#### イ 「太陽光発電施設の建設等」、「土石の採取又は鉱物の掘採」及び「土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く）」の場合

太陽光パネルの設置、土石の採掘等及び土地の形質変更を行う区域の形状を基に次の方法で決定してください。

図 - 6 行為地の対角線方向の長さ及び中心の決定方法

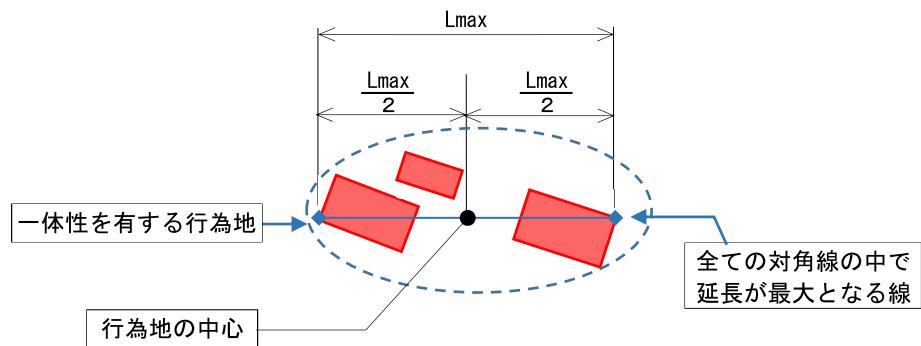


## ウ 一体性を有する行為地がある場合

図 - 7 一体性を有する行為地がある場合の対角線方向の長さ及び中心の決定方法

- (1) 全ての行為地を図 - 5 (1) と同様に斜面に展開する。
- (2) 投影した行為地の形状（展開図）を基に行為地をまたがるものも含めた角と角を結ぶ全ての対角線（L）の内、延長が最大となるもの（L<sub>max</sub>）を「行為地の対角線方向の長さ」とする。  
また、この対角線を二等分する点を「行為地の中心」とする。

例 1 行為地をまたがった対角線の延長が最大となる場合



例 2 一つの行為地内の対角線延長が最大となる場合

